

原案可決

議提議案第 8 号

介護保険制度において鍼灸マッサージ業が介護予防の
担い手として参画できるよう見直しを求める意見書

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の施行以来 5 年目を迎えた本年、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の審議を経て、大きく見直しが行われた。

その中で、今後高齢化が急速に進展し、高齢者をめぐる状況も大きく変化することが予測されることから、特に介護予防の推進を重要な課題の一つとしており、要介護状態になる前の段階から統一的で効果的な介護サービスを提供するとしている。

ところが、介護予防の推進が課題であるにもかかわらず、そのための計画策定に鍼灸マッサージ師の果たす新たな役割が考慮されていない。

これまで、国家資格を有する鍼灸マッサージ師は、介護保険制度においては機能訓練指導員として入所者の機能訓練に従事するほか、医療保険においては維持期リハビリを担うなど、介護・医療の立場から自立を支援してきたところであり、今後においても、介護予防プランに東洋医学の考え方を取り入れ、真に介護予防やリハビリに効果のあるプログラムの提供が可能である。

よって、介護保険制度において、国家資格を有する鍼灸マッサージ師が業として、介護予防の担い手として参画できるよう見直しを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 21 日

熊谷市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

提出者	議 員	
〃	〃	杉 田 芳 雄
〃	〃	堀 陽 子
〃	〃	並 木 正 一
〃	〃	杉 山 文 雄
〃	〃	野 村 秀 男
〃	〃	牛 込 志 津 江
〃	〃	高 橋 清 美
〃	〃	岡 村 文 男
〃	〃	吉 野 勘 治
〃	〃	小 林 一 貫
〃	〃	飯 塚 和 子
〃	〃	大 山 美 智 子
〃	〃	松 浦 紀 一